

障害福祉サービス事業所等
各施設長 様

令和3年6月25日

京都市保健福祉局
医療衛生企画課
障害保健福祉推進室

障害福祉サービス事業所等（訪問系・通所系施設等）におけるワクチン接種について

障害福祉サービス事業所等における新型コロナワクチン接種について、下記のとおり、実施を依頼しますので、御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 障害福祉サービス事業所等、施設内での新型コロナワクチン接種について

(1) 接種対象者等について

- 対象施設：障害福祉サービス事業所及び併設する事業所等
- 対象者：利用者及び職員 ※基礎疾患の有無にかかわらずどなたでも
- 年齢：16歳～64歳
- 対象範囲：サービス種別や職種は限定しません（相談支援や地域生活支援事業を含む）。
幅広く接種していただきますようよろしくお願いいたします。

(2) 施設ごとの対応について

法人・グループ内の医療機関や嘱託医、当該法人・グループが協力医療機関の契約を締結している医療機関、事業所の近隣の医療機関等（以下、「個別医療機関等」）で、事前に日程調整・予約のうえ、施設内において接種を受けてください。

(3) 接種券について

接種券は、お住いの市町村から「住民票所在地」に郵送されます。

接種券が手元に届いていない場合も接種は先に行っていただく等、柔軟な対応を可能とします。なお、接種券が手元に届いていない状況で接種を受けることについては、個別医療機関等の了解を得たうえで実施してください。

※京都市では、6月26日から7月9日にかけて、16歳以上のすべての方に接種券をお届けします。

2 障害福祉サービス等職員の優先接種について

障害福祉サービス等職員は、市町村の接種体制に応じ、濃厚接触者等にサービスを提供するため、高齢者に次ぐ順位として、優先的に接種を受けることができます。

(1) 優先接種対象であることを証明する「証明書（別紙）」について

※京都市が設置する専用の集団接種会場（以下2-(2)）では、「証明書」の持参は不要です。）

優先接種枠で接種をされる職員は、接種券とともに、優先接種対象であることを証明する「証明書」を接種会場（個別医療機関等）に持参して、接種してください。「証明書」は、接種を希望する職員に対し、各施設、事業所が発行してください。また、発行に当たっては、名簿等を作成し管理してください。

(2) 京都市が設置する専用の集団接種会場における接種について

みやこめっせ及び京都看護大学においては、保育士、幼小中総合支援学校教職員、介護サービス従事者等、早期の接種が必要な方の接種場所としても活用いたします。

詳細は、後日お知らせいたします。

証明書

(氏 名) について、
(施 設 種 別) に従事する者であり、
新型コロナウイルスワクチンの優先接種の対象
(障害福祉サービス事業所等従事者) であることを証します。

令和 年 月 日

(法人名) _____

(施設名) _____

(所在地) _____

(施設連絡先) _____

(管理者氏名) _____

1回目接種日時	接種場所
2回目接種日時	接種場所